

平成十五年政令第四百八号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム
ム機構の認証業務に関する法律施行令
内閣は、電子署名に係る地方公共団体の認証業
務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）
第三条第二項、第八条、第十一条から第十四条ま
で、第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十
八条第一項及び第二項、第二十九条（同法第五十
三条第一項において準用する場合を含む。）、第三
十条第二項（同法第五十三条第一項において準用
する場合を含む。）、第三十一条（同法第五十三条
第一項において準用する場合を含む。）、第五十九
条第二項、第六十条並びに附則第五条の規定に基
づき、この政令を制定する。

第一章 認証業務

第一節 署名認証業務

第二款 書（第一条—第七条）

第二章 種別
（第七条の二—第七条の八）

第三款署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第七条）

の九一第十六条の二)

第二節 和用者証明認証業務

子證明書（第十七条—第二十三
条）

第二款移動端末設備用利用者証明用電子
文

証明書（第二十三条の二）第二十
三条の八

第三款利用者証明検証者に対する利用者

証明用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条—第二十五条の

（第二十六条）
忍正業務情報等の保護

第三十条 話語業種情幸等の供託（第二二八条）

一章 雜則（第三十一条—第三十六条）

第一章 認証業務

第一節 署名認証業務

人番号カード用署名用電子証明書の発行の
證明書

（記載事項）

第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年）

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置)

第一条の二 法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置)

第一条の三 法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第一項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置)

第一条の四 法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する法第三条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第六項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の保存期間)

第二条 法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構（以

下「機構」という。)が記録した個人番号カード用署名用電子証明書発行記録(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。)に係る法第三条第六項の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書(同条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二及び第二十三条の二において同じ。)の発行の日から、当該個人番号カード用署名用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間(法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。)の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の保存期間)

第三条 法第十二条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間)

第四条 法第十二条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の有効期間の満了すべき日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間)

第五条 法第十三条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の有効期間の満了すべき日までとする。

個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。
(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間)

第六条 法第十四条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの保存期間)

第七条 法第十六条の政令で定める期間は、十年とする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の保存期間)

第七条の四 法第十六条の十の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を(同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間)

第七条の五 法第十六条の十一の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報(同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間)

第七条の六 法第十六条の十二の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報(同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の保存期間)

第七条の七 法第十六条の十三の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報(同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報アイルの保存期間)

第七条の八 法第十六条の十五の政令で定める期間は、十年とする。

第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(特定認証業務を行う者に係る認定の申請)

第七条の九 特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、法第十七条第一項第五号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣及び総務大臣(以下「主務大臣」という。)に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る特定認証業務の用に供する設備の概要

三 申請に係る特定認証業務の実施の方法

(特定認証業務を行う者に係る認定の基準)

第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 特定認証業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定認証業務に係る電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者との間で定めた基準に適合するものであること。

三 特定認証業務に係る電子署名及び認証業務に係る情報(同条に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(法第十七条第一項に規定する電子署名をいう。)

ときは、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る確認の用に供する設備の概要

三 申請に係る確認の実施の方法

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の基準)

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める基準は、同号に規定する確認を行う者が行う当該確認が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該確認の用に供する設備が主務省令で定めた基準に適合するものであること。

二 当該確認が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

(変更の認定等)

全国社会保険労務士会 連合会	日本行政書士会連合会	日本司法書士会連合会	日本土地家屋調査士会 連合会	日本税理士会連合会	日本弁理士会
社会保険労務士法人	行政書士 行政書士法人	司法書士 司法書士法人	土地家屋調査士 法人	税理士 税理士法人	弁理士 弁理士法人
(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)	(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)	(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)	(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)	(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)	(申請等に必要な電磁的記録を提供する者が所 属する団体又は機関等)
第十二条 法第十七条第五項第二号の政令で定め る団体又は機関は、法務省とし、当該団体又は 機関に係る同項の政令で定める者は、公証人と して、前項の規定による公証の認定を受けた者 に係る変更の認定について、それぞれ に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な 変更を除く。)をするときは、主務大臣の認定 を受けなければならない。	第十三条 機構が行う法第十八条第一項の規定に よる保存期間に係る署名用電子証明書失効情報 の認定を受けた者は、第七条の九第一号若しくは第八条 の二第一号に掲げる事項の変更をしたとき、又 は第一項の主務省令で定める軽微な変更をした ときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出 なければならない。	第十四条 機構が行う法第十八条第一項の規定に よる保存期間に係る署名用電子証明書失効情報 の認定を受けた者は、第七条の九第一号若しくは第八条 の二第一号に掲げる事項の変更をしたとき、又 は第一項の主務省令で定める軽微な変更をした ときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出 なければならない。	第十五条 第二項の規定による公証の認定を受けた者 に係る署名用電子証明書失効情報の認定を受けた 者は、主務省令で定める基準に適合するものとす ること。	第十六条 法第十七条第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第十七条 法第十七条第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請
第十八条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第十九条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十一条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十二条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十三条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請
第十九条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十一条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十二条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十三条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請	第二十四条 法第十七条第一項第六号に規定する確認を行 う者に係る認定の申請

の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じての条及び第十五条の二第一項において同じ。の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

て署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二、主務省令で定めるところにより、機構から署名用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

保存其間に係る署名用電子証明書失効情報等のアカルを記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

第十四条の二 機構が行う法第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報（同項

定による特定署名用電子証明書記録情報(同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報をいう。以下この条、第十五条の三及び第十六条の

二において同じ。)の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるとところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じ

二 署名検証者等の使用に係る電子計算機に特定署名用電子証明書記録情報を送信する方法
主務省令で定めるところにより、機構がつ

二　主務省令で定めたところにより機構から特定署名用電子証明書記録情報を記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

(対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第十四条の三 機構が行う法第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号

(同項に規定する対応署名用電子証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。)の署名検証者(法第十七条第四項で規定する署名

署名検証者（注第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条及び次条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により

行うものとする。
一 主務省令で定めるところにより、機構の使

用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応

署名用電子証明書の発行の番号を送信する
方法

二、主務省令で定めたところにより機構から対応署名用電子証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する

第十五条 機構が行う法第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号（同項に規定する（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

対応証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。)の利用者証明検証者(法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいふ。以下同じ。)である署名検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　主務省令で定めるところにより、機構から用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法

二　主務省令で定めるところにより、機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

(署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等)

第十五条の二 署名検証者等は、機構に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報フアイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の主務省令で定める事項の届出をしなければならない。

機構は、前項の届出を受けた場合において、当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者(法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この項、次条及び第二十五条の三第二項において同じ。)から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認及び利用者証明利用者(法第二条第五項に規定する利用者証明利用者をいう。以下この項及び第二十五条の三第二項において同じ。)について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認のいづれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

(受領した署名用電子証明書失効情報等の消去等)

第十五条の三 前条第一項の届出をした者は、同項に規定する日以後、直ちに、受領した署名用電子証明書失効情報等(法第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等をいう。以下この条において同じ。)を消去しなければならない。ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書

記録情報（法第七条第一項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）について、は、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

2 法第十七条第一項第四号に掲げる者は、電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定により当該者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、若しくは取り消され、又は同法第十条第一項の規定による届出をし、当該認定に係る業務を廃止したときは、直ちに、受領した署名用電子証明書失効情報等及び受領した利用者証明用電子証明書失効情報等（法第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等をいう。次項及び第二十五条の四において同じ。）を消去しなければならない。ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

3 法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、同条第二項又は第三項の規定により当該認定がその効力を失い、又は取り消されたときは、直ちに、受領した署名用電子証明書失効情報等及び受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を消去しなければならない。ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

（団体署名検証者が行う署名確認者の回答の方針）

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）
第十七条 法第二十二条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）
第十七条の二 法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）
第十七条の三 法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者が（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

て準用する法第二十二条第一項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第十八条 法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録）に係る情報の保存期間。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十二条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第十九条 法第三十条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第二十二条 法第三十三条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の有効期間（法第三十五条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第二十三条の四 法第三十五条の十の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第二十三条の五 法第三十五条の十一の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

第二十三条の六 法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第二十三条の三 法第三十五条の七の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る情報の保存期間。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の保存期間）

第二十条 法第三十一条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報を（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間を満了すべき日までとする。）を記録した日から当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る情報の保存期間。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第二十一条 法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の保存期間）

第二十二条 法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の保存期間）

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の保存期間）

第二十三条の七 法第三十五条の十三の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

第二十三条の八 法第三十五条の十五の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第二十三条の九 法第三十五条の三第一項において同じく（第二十五条の三第一項において同じく）の利用者証明検証者の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一、主務省令で定めるところにより、機構の使用による電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を送信する方法

二、主務省令で定めるところにより、機構から検証者に送付する方法

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第二十五条 機構が行う法第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の漏えい等に係る情報を）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

第二十六条 法第三十五条の十二の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報を（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の漏えい等に係る情報を）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条及び第二十五条の三第一項において同じ。)の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

三 保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

(対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第二十五条の二 機構が行う法第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号(同項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。)の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に送信する方法

二 主務省令で定めるところにより、機構から

情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

(対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第二十五条の三 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出等

第二十五条の三 利用者証明検証者は、機構に対する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の主務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するものとすることの確認及び利用者証明利用者が行った電子

利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことの確認のいずれも行わないこととなるときは、速やかに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の消去)

第二十五条の四 前条第一項の届出をした者は、

同項に規定する日以後、直ちに、受領した利用者証明用電子証明書失効情報を消去しなければならない。

(法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務の廃止の届出)

第二十五条の五 特定利用者証明検証者(法第三十八条の二第四項に規定する特定利用者証明検証者をいう。次条において同じ。)は、法第三十八条の二第一項の認可に係る確認の業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨及び当該確認の業務を廃止しようとする日その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(特定利用者証明検証者証明符号の消去)

第二十五条の六 特定利用者証明検証者は、法第三十八条の二第六項の規定により同条第一項の認可が取り消され、又は前条の規定による届出をし、当該認可に係る確認の業務を廃止したときは、直ちに、法第三十八条の三第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号を消去しなければならない。

(自己の認証業務情報の開示請求の方法)

第二十六条 法第五十八条第一項の政令で定める方法は、書面を提出する方法とする。

(認証業務情報の開示請求の方法)

法第五十八条第一項の規定による自己に係る請求を終了する旨の届出等

第二十五条の三 利用者証明検証者は、機構に対する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の求めを終了しようとするときは、あらかじめ、機構に対し、その旨及びこれらの提供の求めを終了しようとする日その他の主務省令で定める事項の届出をしなければならない。

2 当該届出を受けた場合において、

機構は、前項の届出を受けた場合において、

当該届出をした法第十七条第一項第五号又は第六号に掲げる者が前項に規定する日後に署名利用者から通知された電子署名が行われた情報を確認するものとす

ることの確認及び利用者証明利用者が行った電子

(自己の認証業務情報の訂正等の請求の方法)

第二十九条 法第六十一条第一項の政令で定める方法は、書面を提出する方法とする。

2 法第六十一条第一項の規定による開示に係る認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求は、市町村長を経由して行うことができる。

(認証業務情報の訂正等を行つた旨の通知等の方法)

第三十条 法第六十一条第二項の政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(認証業務情報の訂正等を行つた旨の通知等の方法)

第三章 雜則

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都

市(次条において「指定都市」という。)につ

いて法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 第二十二条の二第二項において準用する

第二十二条第二項において準用する

第二十二条第三項において準用する

第二十二条第四項において準用する

第二十二条第五項において準用する

第二十二条第六項において準用する

第二十二条第七項において準用する

第二十二条第八項において準用する

第二十二条第九項において準用する

第二十二条第十項において準用する

第二十二条第十一項において準用する

第二十二条第十二項において準用する

第二十二条第十三項において準用する

第二十二条第十四項において準用する

第二十二条第十五項において準用する

第二十二条第十六項において準用する

第二十二条第十七項において準用する

第二十二条第十八項において準用する

第二十二条第十九項において準用する

第二十二条第二十項において準用する

第二十二条第二十一項において準用する

第二十二条第二十二項において準用する

第二十二条第二十三項において準用する

第二十二条第二十四項において準用する

第二十二条第二十五項において準用する

第二十二条第二十六項において準用する

第二十二条第二十七項において準用する

第二十二条第一項	第二十二条第二項	第二十二条第三項	第二十二条第四項	第二十二条第五項	第二十二条第六項	第二十二条第七項	第二十二条第八項	第二十二条第九項	第二十二条第十項	第二十二条第十一項	第二十二条第十二項	第二十二条第十三項	第二十二条第十四項	第二十二条第十五項	第二十二条第十六項	第二十二条第十七項	第二十二条第十八項	第二十二条第十九項	第二十二条第二十項	第二十二条第二十一項	第二十二条第二十二項	第二十二条第二十三項	第二十二条第二十四項	第二十二条第二十五項	第二十二条第二十六項	第二十二条第二十七項
二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項										
二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項										
二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項	二項										

第三十二条																										
第三十三条																										
第三十四条																										
第三十五条																										

(旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十四第一項

第八項まで、第二十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二条第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。

附 則 (平成三年四月一七日政令第一)

(施行期日) **附 則 (平成三年四月一七日政令第一)**

第一条 この政令は、令和元年十一月五日から施行する。

附 則 (令和元年六月一二日政令第二)

(施行期日) **附 則 (令和元年六月一二日政令第二)**

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

附 則 (令和二年五月七日政令第一六五)

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第三条第一項において「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二十四日政令第一八九号)

この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定（に掲げる事項及び）を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に改める部分に限る。）及び第三十四条の改正規定（「から第三号まで」を「、第二号」に改める部分及び「、第三号」を削る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、令和五年五月十一日から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、令和五年五月十一日から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一六八号)

この政令は、令和五年五月八日から施行する。